

ひたちなか市立田彦中学校の部活動に係る活動方針

令和5年4月1日改訂

1 部活動の基本的な考え方

部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動である。生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す「生きる力」を育む一助となるものである。異年齢間の交流の中で、生徒同士や教師、部活動外部指導者等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて根気強く取り組んだりするなど、人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動を通して、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。学校教育目標の達成を目指した活動を主として、体力や技能の向上を目指すことのみに偏ることなく、生徒に寄り添い適切な指導や支援をすることによって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わったりできるようとする。また、集団生活における挨拶やマナー、準備や後片付けなどの指導を通して、社会の一員として必要な資質を養う。

3 部活動の在り方

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.12 文化庁）」「ひたちなか市部活動の活動方針（R4.3 ひたちなか市教育委員会）」「茨城県『部活動の運営方針』（改訂版）（R4.12 茨城県教育委員会）」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な活動を計画とともに、体罰や暴言、ハラスメント等の根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、部活動外部指導員を積極的に活用し、より専門的で充実した部活動の実施を目指す。

教育課程外の活動として、学校と地域との協働・融合した形での部活動の運営を図っていく。所属や練習についても、各自の任意参加とする。

以下の点を重視して、生徒にとって望ましい環境を構築する。

- バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようとする。
- 教育課程外の活動として、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもと、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の存続可能で多様な体制を一体的に構築する。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を反映させることが重要である。従って、練習計画や練習内容を含め「安全で楽しく活動するためのルールを生徒たちに考えさせ、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

（1）活動計画及び実施報告書の作成

「ひたちなか市部活動方針（R4.3 ひたちなか市教育委員会）」「茨城県『部活動の運営方針』（改訂版）（R4.12 茨城県教育委員会）」に則り、顧問は、年間計画及び毎月の活動計画を作成する。計画表を生徒・保護者に知らせることで、活動内容の把握、安心・安全な活動の徹底を図る。また、校長へ実績報告書を提出し、安心・安全な部活動の在り方について指導を受ける。

学校方針・年間活動計画・月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

（2）活動及び日数

活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活が送れるよう、学期中（授業日）は、週当たり3日以上の休養日を設ける。

①平日の放課後は上限2時間、休業日は上限3時間とする。

②学期中は週当たり3日以上を休養日とする。（平日は2日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）

- ③休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替える。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。
- ④総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、1か月当たり1大会程度とする。
- ⑤学校閉学日（8月13日から16日、11月13日、12月28日から翌年の1月4日）は、休養日とする。
- ⑥原則として、朝の活動は行わない。ただし、駅伝大会に向けた朝の練習は、計画を立て、校長が期間を定め許可する。特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。
- ⑦夏季休業中も学期中と同様の休養日数を設定し、活動日数は20日以内とする。また、1週間以上の連続した休養期間を設定する。

（3）指導及び引率体制

- ①活動場所の整備に努め、部活動で使用する用具・器具の安全な取扱いや管理・点検に努める。
- ②1年間の大会への出場の見直しを行い、総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、1か月当たり1大会程度とする。
- ③対外試合等による校外への移動については、公的交通機関（貸切バス、電車、タクシーを含む）を利用か保護者送迎とし、集合及び解散場所は学校を原則とし、教員の引率を厳守する。

5 文化部の活動

文化部の活動は運動部活動に準じた扱いとする。

6 本年度設置する部活動

運動部：陸上競技部　　軟式野球部　　サッカー部　　女子ソフトボール部　　ソフトテニス部
　　バレーボール部　　女子バスケットボール部　　卓球部　　剣道部

文化部：吹奏楽部　　美術部

特設部：駅伝部　　水泳部　　柔道部　　バドミントン部

7 部活動の活動時間

【下校時刻】

期 間	下 校 時 刻	期 間	下 校 時 刻
4月～9月（市新人終了）	18:00	11月～1月	16:45
9月26日～10月6日	17:45	2月～3月11日	17:15
		3月12日～3月22日	17:45
10月10日～10月31日	17:15	長期休業・土日・祝祭日	16:30

8 テスト期間中の部活動

原則として中間テストは2日前、期末テストは3日前から部活動停止とする。

9 部活動中の事故防止

- （1）熱中症の事故防止のため、こまめな水分・塩分の補給等、生徒の健康管理に努める。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等にも十分留意し、活動の中止や延期の対応を検討する。特に、熱中症指数が31℃以上の場合は、屋内外の活動は行わない対応をする。
- （2）「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省2021.4.28Ver.6）、「学校再開ガイドライン」（茨城県教育長学校教育部義務教育課）の指針に基づいて対策を講じる。
- （3）練習試合等で自転車を使用する場合は、安全指導を十分行い、ヘルメット着用とする。
- （4）突然死事故防止のために、全職員が対応できるよう、AED講習や心肺蘇生法などの研修を毎年実施する。
- （5）生徒のみでの活動はさせないようにする。